

「一宮市連区民生児童委員協議会への交付金」に関するガイドライン

これまで、一宮市連区民生児童委員協議会の諸活動に要する経費に対し、一宮市から各協議会へ支給していましたが、要綱等が策定されておらず、交付対象となる経費の取扱い、事務処理において十分な取り扱いがされていませんでした。

令和3年度に向けて、一宮市連区民生児童委員協議会活動費交付金交付要綱を策定します。

今後は、この交付要綱を一宮市連区民生児童委員協議会に対して周知し、交付金の事務処理の適正化を図っていきます。

交付要綱の内容は以下のとおりです。

- 1 交付対象となる経費を明確化したこと。
- 2 連区民生児童委員協議会に対し、活動計画の作成、提出を求めること。
- 3 連区民生児童委員協議会に対し、関係書類の整備を求めること。
- 4 連区民生児童委員協議会に対し、実績報告の作成、提出を求めること。

令和3年3月